

政策会議付議事案書 (令和6年1月15日)

提案課名 国保年金課

報告者名 黒田 正治

<p>事案名</p>	<p>秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>平成30年度の国保制度改革により、県内国民健康保険事業の財政運営主体となった神奈川県では、その運営方針で、将来的な県内保険料（税）統一に向けて、令和5年度（激変が生じる場合は令和8年度）までに、国民健康保険事業特別会計に対する一般会計からの決算補填目的の繰入金（以下「赤字繰入金」という。）を解消する方針を示しました。</p> <p>本市は、令和2年度に7.48%、令和4年度に11.45%の税率改定を行いましたが、令和4年度決算時点で赤字繰入金は解消できておらず、今後も、少子高齢化の進行や社会保険の適用拡大等により被保険者数は減少するとともに、医療の高度化等により一人当たり医療費はより一層増加していくことから、現行税率を維持した場合、赤字繰入金は増加していく見込みです。</p> <p>保険税率等の上昇を抑制するため、レセプト点検の強化やジェネリック医薬品の利用促進など医療費の抑制、地方税統一QRコード納付書への対応やWEB口座登録の開始などによる収納強化等に取り組んでおりますが、令和4年度決算時点で、県内19市中、本市の被保険者一人当たり国民健康保険税額は、県内19市中17番目と低いことも踏まえ、赤字繰入金の段階的な解消及び国民健康保険財政の歳入歳出の均衡を図るため、保険税率等を引き上げる税率改定を行うものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 税率改定の経過</p> <p>平成22年度 改定率 7.91%</p> <p>平成26年度 改定率 5.44%</p> <p>令和 2年度 改定率 7.48%</p> <p>令和 4年度 改定率11.45%</p> <p>2 国民健康保険運営協議会における検討経過</p> <p>令和5年 8月10日 秦野市国民健康保険事業特別会計令和4年度決算見込み等について</p> <p>10月26日 秦野市国民健康保険事業の現状について</p> <p>12月21日 秦野市国民健康保険事業の改定について</p>	

決定等を要する事項	<p>秦野市国民健康保険税条例の一部を改正し、所得割率、均等割額及び平等割額を引き上げること。（改定率 12.72%）</p>
今後の取扱い	<p>令和6年1月下旬 国保運営協議会において諮問          令和6年2月上旬 国保運営協議会から答申          " 2月下旬 令和6年3月市議会第1回定例会に条例改正議案を提出          " 4月 改正条例施行</p>

## 秦野市国民健康保険税条例改正のあらまし

## 1 背景

持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、平成30年度に国民健康保険制度改革が行われ、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県になりました。

全国では、令和4年度決算において、約8割の市町村が、一般会計から決算補填目的の繰入（以下「赤字繰入」という。）を解消し、約2割の市町村が赤字繰入を行っています（赤字繰入額のうち、約7割を東京都、神奈川県、埼玉県が占めている状況）。

そのため、神奈川県では、令和2年12月に「神奈川県国民健康保険運営方針（令和3年度～5年度）」を策定し、その中で、将来の県内保険料（税）統一に向けて、令和5年度まで（激変が生じる場合は令和8年度まで）に赤字繰入金を解消する方針を定めました。なお、大阪府及び奈良県では、令和6年度から全国で初めて統一保険料が導入される予定です。

本市では、令和3年度決算時の赤字繰入金は約3億9,202万円（被保険者一人当たり1万585円）でしたが、令和4年度に11.45%の税率改定を行ったことにより、令和4年度決算時の赤字繰入金は約2億5,402万円（被保険者一人当たり7,126円）と、減少しましたが、解消には至っておりません。

今後も、少子高齢化の進行や社会保険の適用拡大等に伴い被保険者数は減少すること並びに医療の高度化による一人当たり医療費の増加等が見込まれることから、これに伴って赤字繰入金も増加していくことが予想されます。

そのため、国民健康保険制度の持続的、安定的な運営と、令和8年度までに段階的に赤字繰入金を解消することを目的として、令和6年4月1日に国民健康保険税率の改定を行うものです。

（本市の実績及び県内19市順位）

	R2 決算	R3 決算	R4 決算
平均被保険者数	37,627 人	37,034 人	35,649 人
医療費／人	385,791 円(19 位)	415,257 円(18 位)	415,975 円(13 位)
現年度保険税調定／人	92,575 円(18 位)	90,767 円(18 位)	98,405 円(17 位)
赤字繰入金／人	3,782 円(10 位)	10,585 円(18 位)	7,126 円(17 位)

## 2 税率改定の水準

## (1) 改定率及び計画期間

改定率 12.72% (令和6、7年度)

## (2) 税率改定案

## ア 医療給付費分

	所得割	均等割	平等割
現行	6.40%	22,200円	19,900円
改定後	7.23%	25,100円	22,500円
差	0.83 ㊦	2,900円	2,600円

## イ 後期高齢者支援金等分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.51%	8,200円	7,200円
改定後	2.84%	9,300円	8,200円
差	0.33 ㊦	1,100円	1,000円

## ウ 介護納付金分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.53%	9,400円	5,600円
改定後	2.85%	10,600円	6,400円
差	0.32 ㊦	1,200円	800円

## (3) 所得階層別の保険税額 (50歳2人世帯で算出)

所得	現行	改定後	年間差額	月間差額
700万	863,800円	975,800円	112,000円	9,333円
600万	749,400円	846,600円	97,200円	8,100円
500万	635,000円	717,400円	82,400円	6,866円
400万	520,600円	588,200円	67,600円	5,633円
300万	406,200円	459,000円	52,800円	4,400円
200万	291,800円	329,800円	38,000円	3,166円
145万(2割軽減)	206,400円	233,400円	27,000円	2,250円
99万(5割軽減)	120,000円	135,800円	15,800円	1,316円
43万(7割軽減)	33,500円	38,000円	4,500円	375円

## (4) 赤字繰入金等の推移

単位：千円

		R3 決算	R4 決算	R5 当初予算	R6 推計	R7 推計
被保険者数		37,034 人	35,649 人	33,542 人	32,175 人	30,721 人
国保事業費納付金		4,528,067	4,612,657	4,826,962	4,636,891	4,557,773
財 源 内 訳	補助金等	1,046,234	1,136,612	1,282,354	1,234,262	1,173,542
	現年度収納額	3,047,839	3,182,630	3,129,417	2,810,544	2,656,289
	<b>赤字繰入金</b>	<b>392,019</b>	<b>254,020</b>	<b>362,294</b>	<b>592,085</b>	<b>727,942</b>

改定率	11.45%	12.72%	
	現年度収納額	3,168,045	2,994,169
	<b>赤字繰入金</b>	<b>150,375</b>	<b>310,575</b>
	一人当たり赤字繰入金	4,673 円	10,109 円

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

被保険者数の減少及び一人当たり医療費の増加等による特別会計の財源不足が見込まれることから、所得割率、均等割額及び平等割額を引き上げるため、改正するものであります。

## 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の6.40」を「100分の7.23」に改める。

第5条中「22,200円」を「25,100円」に改める。

第6条中「19,900円」を「22,500円」に改める。

第7条中「100分の2.51」を「100分の2.84」に改める。

第8条中「8,200円」を「9,300円」に改める。

第9条中「7,200円」を「8,200円」に改める。

第10条中「100分の2.53」を「100分の2.85」に改める。

第11条中「9,400円」を「10,600円」に改める。

第12条中「5,600円」を「6,400円」に改める。

第16条第1項第1号ア中「15,540円」を「17,570円」に改め、同号イ中「13,930円」を「15,750円」に改め、同号ウ中「5,740円」を「6,510円」に改め、同号エ中「5,040円」を「5,740円」に改め、同号オ中「6,580円」を「7,420円」に改め、同号カ中「3,920円」を「4,480円」に改め、同項第2号ア中「11,100円」を「12,550円」に改め、同号イ中「9,950円」を「11,250円」に改め、同号ウ中「4,100円」を「4,650円」に改め、同号エ中「3,600円」を「4,100円」に改め、同号オ中「4,700円」を「5,300円」に改め、同号カ中「2,800円」を「3,200円」に改め、同項第3号ア中「4,440円」を「5,020円」に改め、同号イ中「3,980円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「1,640円」を「1,860円」に改め、同号エ中「1,440円」を「1,640円」に改め、同号オ中「1,880円」を「2,120円」に改め、同号カ中「1,120円」を「1,280円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,330円」を「3,765円」に改め、同号イ中「5,550円」を「6,275円」に改め、同号ウ中「8,880円」を「10,040円」に改め、同号エ中「11,100円」を「12,550円」に改め、同項第2号ア中「1,230円」を「1,395円」に改め、同号イ中「2,050

円」を「2, 325円」に改め、同号ウ中「3, 280円」を「3, 720円」に改め、同号エ中「4, 100円」を「4, 650円」に改め、同条第3項第2号ア（ア）中「2, 220円」を「2, 510円」に改め、同号ア（イ）中「3, 330円」を「3, 765円」に改め、同号イ（ア）中「3, 700円」を「4, 184円」に改め、同号イ（イ）中「5, 550円」を「6, 275円」に改め、同号ウ（ア）中「5, 920円」を「6, 694円」に改め、同号ウ（イ）中「8, 880円」を「10, 040円」に改め、同号エ（ア）中「7, 400円」を「8, 367円」に改め、同号エ（イ）中「11, 100円」を「12, 550円」に改め、同項第4号ア（ア）中「820円」を「930円」に改め、同号ア（イ）中「1, 230円」を「1, 395円」に改め、同号イ（ア）中「1, 367円」を「1, 550円」に改め、同号イ（イ）中「2, 050円」を「2, 325円」に改め、同号ウ（ア）中「2, 187円」を「2, 480円」に改め、同号ウ（イ）中「3, 280円」を「3, 720円」に改め、同号エ（ア）中「2, 734円」を「3, 100円」に改め、同号エ（イ）中「4, 100円」を「4, 650円」に改め、同項第6号ア（ア）中「940円」を「1, 060円」に改め、同号ア（イ）中「1, 410円」を「1, 590円」に改め、同号イ（ア）中「1, 567円」を「1, 767円」に改め、同号イ（イ）中「2, 350円」を「2, 650円」に改め、同号ウ（ア）中「2, 507円」を「2, 827円」に改め、同号ウ（イ）中「3, 760円」を「4, 240円」に改め、同号エ（ア）中「3, 134円」を「3, 534円」に改め、同号エ（イ）中「4, 700円」を「5, 300円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.23</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.40</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25, 100円</u>とする。</p>	<p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22, 200円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>22, 500円</u>とする。</p>	<p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>19, 900円</u>とする。</p>
<p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.84</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.51</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金</p>	<p>第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金</p>

等課税被保険者1人について9, 300円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について8, 200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.85を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10, 600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6, 400円とする。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定

等課税被保険者1人について8, 200円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について7, 200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.53を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9, 400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5, 600円とする。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定

する額を超える場合には、その額)並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号才及びカに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合

する額を超える場合には、その額)並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号才及びカに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合

計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）  
が2以上の場合にあっては、法第314条の2第2項第1号  
に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に  
10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を越えない世帯  
に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保  
険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人  
について 17,570円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 15,750円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割  
額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規  
定する世帯主を除く。） 1人について 6,510円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額  
1世帯について 5,740円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護  
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除  
く。） 1人について 7,420円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 4,480円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所  
得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定す

計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）  
が2以上の場合にあっては、法第314条の2第2項第1号  
に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に  
10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を越えない世帯  
に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保  
険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人  
について 15,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 13,930円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割  
額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規  
定する世帯主を除く。） 1人について 5,740円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額  
1世帯について 5,040円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護  
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除  
く。） 1人について 6,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 3,920円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所  
得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定す

る金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を越えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 11,250円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,650円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,100円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,200円

る金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を越えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 9,950円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,100円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,600円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,020円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,500円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,860円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,640円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,120円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,980円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,640円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,440円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,880円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 1, 280円

2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する被保険者均等割額（その納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯

3, 765円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯

6, 275円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯

10, 040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12, 400円

(2) 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 1, 120円

2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する被保険者均等割額（その納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯

3, 330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯

5, 550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯

8, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 100円

(2) 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

1, 395円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

2, 325円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

3, 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 650円

3 保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、その所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額（その減額して得た額が、第3条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に規定する額を超える場合には、その額）とする。

(1) (略)

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 第5条に規定する被保険者均等割額の12分の1

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

1, 230円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

2, 050円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

3, 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 100円

3 保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、その所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額（その減額して得た額が、第3条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に規定する額を超える場合には、その額）とする。

(1) (略)

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 第5条に規定する被保険者均等割額の12分の1

の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2, 510円

(イ) 多胎妊娠の場合 3, 765円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 4, 184円

(イ) 多胎妊娠の場合 6, 275円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 6, 696円

(イ) 多胎妊娠の場合 10, 040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 8, 367円

(イ) 多胎妊娠の場合 12, 550円

(3) (略)

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 第8条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2, 220円

(イ) 多胎妊娠の場合 3, 330円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3, 700円

(イ) 多胎妊娠の場合 5, 550円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 5, 920円

(イ) 多胎妊娠の場合 8, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 7, 400円

(イ) 多胎妊娠の場合 11, 100円

(3) (略)

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 第8条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 930円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,395円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,550円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,325円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,480円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,100円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,650円

(5) (略)

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 第11条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,060円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,590円

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 820円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,230円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,367円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,050円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,187円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,734円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,100円

(5) (略)

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 第11条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 940円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,410円

イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1, 767円

(イ) 多胎妊娠の場合 2, 650円

ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2, 827円

(イ) 多胎妊娠の場合 4, 240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3, 534円

(イ) 多胎妊娠の場合 5, 300円

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1, 567円

(イ) 多胎妊娠の場合 2, 350円

ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2, 507円

(イ) 多胎妊娠の場合 3, 760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3, 134円

(イ) 多胎妊娠の場合 4, 700円